平成２４年（フ）第１１号
大分県佐伯市8150番地
債務者　宇田喜美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
大分県佐伯市8150番地
債務者　宇田　哲夫
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第８６０号
埼玉県秩父市大野原2755番地
債務者　加藤　信夫
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
北海道苫小牧市音羽町１丁目15番19号
債務者　橋田　秀明
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８３号
埼玉県鴻巣市筑波１丁目10番８号
破産者　亡佐藤正男相続財産
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市千代田３丁目22番３号
破産者　有限会社パティスリーＳショコラティエ
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５６号
北九州市若松区深町２丁目７番42号
破産者　株式会社湊産業
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６０１号
鹿児島県鹿児島市上福元町5836番地６
破産者　株式会社南九州ダイシン
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山形市蔵王半郷21番地
破産者　ジューキ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
山形県天童市田鶴町４丁目12番11号
破産者　天童木材有限會社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
川崎市幸区塚越２丁目154番地
破産者　有限会社大誠工業
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
川崎市宮前区馬絹567番地
破産者　有限会社大武建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３４１号
名古屋市中区大井町６番４号
破産者　株式会社ショウリン
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０９号
大阪市平野区加美北９丁目５番８号
破産者　株式会社新生ライン
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５５号
大阪市北区西天満４丁目10番３号植田ビル３階、前住所大阪市北区梅田１丁目２番２－1300号大阪駅前第２ビル13階24号室
破産者　アバンザ合同会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９１号
大阪市淀川区西中島５丁目９番５号
破産者　メディア情報開発株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３号
大阪市中央区久太郎町１丁目８番９号
破産者　株式会社リフォ
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７４号
大阪市中央区久太郎町１丁目８番９号
破産者　有限会社ＥＳＲＩ　ＡＳＳＯＣＩＡＴＥ　ＪＡＰＮ
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８０号
兵庫県姫路市八家字下阪66番地
破産者　株式会社サンヨー
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２号
香川県高松市錦町２丁目８番11号
破産者　宝温泉有限会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１９７号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目19番９号
破産者　有限会社慶行運輸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部